

第7回

司法書士によるセミナー

# 「家族のための

# 民事信託」

今注目の**民事信託**を法律の専門家が分かりやすくお話しします

※最後に生命保険を利用した相続税対策のお話もあります

## 無料

### 公開セミナー 予約優先



開催日時

平成29年**12月23日** **土**  
10:00~11:30(受付9:30)

開催場所

**ビッグ・アイ(小研修室5)**

講師

司法書士 **樋口 聡**

お問合せ先

司法書士法人

**大阪泉北合同事務所**

**0725-57-6025**

〒594-0031

和泉市伏屋町3丁目7番34号  
泉北第2ビル5階

<http://www.osakasenboku-shihou.jp>



泉北高速鉄道泉ヶ丘駅より徒歩5分

おおさかせんぼくごとうじむしょ  
大阪泉北合同事務所



## 講師のご紹介

### ◆ 司法書士 樋口 聡 ◆

#### ◆ 経歴 ◆

昭和44年9月8日生まれ  
同志社大学  
経済学部卒業  
平成13年  
司法書士試験合格



- 大阪司法書士会会員
- 信託活用アドバイザー  
(一般社団法人日本会計コンサルタント協会認定)
- 一般社団法人日本財産管理協会認定会員
- 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート  
大阪支部社員

## ～ 民事信託とは？ ～

家族のカタチに合わせてオーダーメイドで  
将来設計ができます！

自分の財産を信頼できる人に託して、自らの指定したと  
おりに自己の財産を管理・処分・承継してもらうための  
制度です。

上手に活用すれば、これまでの遺言や後見制度では  
実現が難しいような事案も個々のニーズに合わせて自  
由に将来設計することが可能です。

後日の  
個別相談

その場にて  
承ります!!

## ★ 知らなかったではすまされない相続リスク ★

- 認知症……65歳以上で認知症、又は予備軍に該当する人が5人に1人の現代。財産を残す人が認知症になった場合、いろいろな制約が出てきます。
- 家族争い……相続発生後の事を決めておかないと、財産をめぐる家族間争いがおこり、財産を残したことがかえって不幸を招く場合があります。



自分の死後  
相続争いが  
心配だ

障がいを持つ  
子供の将来  
が心配



事業の後継者はいる  
が事業の引継ぎ方は  
どんな方法がよい？



参加のお申し込みは▼**FAX:0725-57-6026**▼

下記をご記入の上、ご返信ください(予約優先)

お名前		ふりがな	
住所	〒		
電話番号			